



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 **椿本興業株式会社**
代表者名 取締役社長 椿本 哲也
(コード番号 8052 東証・大証第 1 部)
問合せ先 取締役 執行役員 大河原 治
(TEL. 06-4795-8805)

東京証券取引所による「公表措置」の実施及び「改善報告書」の提出請求について

当社は、株式会社東京証券取引所より、平成 25 年 5 月 10 日に有価証券上場規程第 508 条第 1 項に基づき「公表措置」が実施され、同規程第 502 条第 1 項に基づき「改善報告書」を提出するよう求められましたので、お知らせいたします。

当社は、株式会社東京証券取引所からの当該措置に対して、真摯に対応していく所存です。

記

当社は、平成 25 年 5 月 8 日に、不適切な会計処理に関する第三者委員会の調査結果並びに過年度の決算短信等を訂正する予定である旨及びその概要を開示し、本日、過年度の訂正有価証券報告書等を提出した旨及び平成 25 年 5 月 17 日に訂正決算短信等を開示する予定である旨を開示しました。これらにより、当社において、複数の取引先会社との間において架空売上と架空仕入を伴う不正取引が行われていたこと等により、平成 20 年 3 月期から平成 25 年 3 月期第 3 四半期まで、重要な訂正を要する決算内容を開示していたことが判明しました。

本件は、一部の従業員が関与した不正行為により、不適切な会計処理が行われたものであり、当社においてそれをチェックするための有効な体制が講じられていなかった状況が認められました。

以上を踏まえると、本件は、適時開示に係る遵守事項に違反し、かつ、投資者の投資判断に相当な影響を与えるものであり、公表を要するものと認められることから、公表措置が行われることになりました。

また、本件は、当社の適時開示を適切に行うための体制の不備に起因する不適切な開示であり、当社の適時開示体制について改善の必要性が高いと認められることから、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求められることになりました。

以 上